

IV—⑤ 福祉系高校の実習に係る基準

福祉系高校の実習についても、養成施設等と同様の基準を適用する。

[参考]福祉系高校の教育カリキュラムにおける実習の取扱い

見直し案	現 行
○ 450時間程度の現場実習が必要	○ 現場実習の他に校内での知識・技能の修得に係る時間も含めて210時間の中で学校の裁量で実施

V 実務経験ルートにおける 通信課程

V—① 通信課程の設置に係る基本的考え方

1 養成施設ルート

教育課程全体に占める演習・実習の時間の比重の大きさの観点や当該実習・演習の時間を実効性のあるものとして確保する観点から、通信課程は認められておらず、このような基本的考え方を維持する。

2 福祉系高校ルート

- 養成施設ルートと同様の考え方から、新しい教育カリキュラムにおいては、原則として、通信課程は認めない。
- 現に通信課程をもって介護福祉士の養成を行っている福祉系高校専攻科については、平成21年度から平成25年度までの入学者に限り、1,155時間の課程を通信課程により行うことを認める。

3 実務経験ルート

働きながら学ぶ者が多いと考えられることから、幅広い選択肢を用意し、通信課程の設置を認める。

V-② 授業の方法に係る基準

- 「印刷教材等のみによる授業」、「放送授業又はメディアを利用して行う授業」又は「面接授業(いわゆるスクーリング)」のいずれかの方法により授業を行うものとする。
- 「印刷教材等のみによる授業」及び「放送授業又はメディアを利用して行う授業」の方法により授業を行う場合にあつては、定期的に添削等による指導を行うほか、科目ごとにレポートを提出し、単位認定試験等による評価を行うことを標準として、当該科目の履修を認定するものとする。
- 「印刷教材等のみによる授業」は「放送授業又はメディアを利用して行う授業」又は「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法で行った場合のおおむね3倍の時間の自己学習を必要とするような内容を標準とするものとする。
- 「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」及び「介護過程」の合計300時間のうち45時間分については、教員と学生との双方向の対話による演習形式や実技を取り入れた授業を中心として教授することが必要であることから、「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法による授業を義務付ける。

なお、45時間の「面接授業(いわゆるスクーリング)」は、「生活支援技術」及び「介護過程」の内容を中心に構成するものとする。
- 「面接授業(いわゆるスクーリング)」も含めた全授業時間数の3分の1以下の範囲内において、これを委託して実施することも認める。この場合にあつては、委託先において、当該授業の実施に関し、教員、施設設備等に係る必要な基準を満たさなければならないものとする。

		養成施設ルート	実務経験ルート		
		1,800時間の課程	通信課程以外の課程	通信課程	
		教育内容	授業時間数	授業時間数 授業時間数 (印刷教材/ 放送・メディア)	
人間と社会	理の人間	人間の尊厳と自立	30以上	15	45/15
		人間関係とコミュニケーション	30以上		
		小計	60以上	15	45/15
	理の社会	社会の理解	60以上	30	90/30
		小計	60以上	30	90/30
※上記必修科目のほか、選択科目					
小計			240	45	135/45
介護	介護の基本		180	90	300時間のうち 45時間は、「生活支援技術」及び「介護過程」の内容を中心に構成された「面接授業(いわゆるスクーリング)」の形式により行う。
	コミュニケーション技術		60	30	
	生活支援技術		300	90	
	介護過程		150	90	
	介護総合演習		120		
	介護実習		450		
	小計		1260	300	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解		60	45	135/45
	認知症の理解		60	60	180/60
	障害の理解		60	60	180/60
	こころとからだのしくみ		120	90	270/90
	小計		300	255	765/255
合計			1800	600	1,665/555 面接45

V—③ 教員に係る基準

1 専任教員

- 専任教員の資格及び専任教員以外の教員の資格に係る基準については、原則として養成施設ルートと同様の基準を適用する。
- ただし、実務経験ルートの課程においては、領域「人間と社会」の時間数が少ないことから、領域「人間と社会」の科目編成等を行う教員は専任教員でなくても差し支えないこととし、これを踏まえ、専任教員の数に係る基準を設定する。
 - * 通信課程においても、質問対応等の学生の学習支援、添削指導の妥当性の評価、単位認定試験等による履修認定等の業務は、学生数の増加に対応して業務量が増加するため、学生総定員数の増加に対応して有すべき専任教員数を増加させることとする。
- 教務に関する主任者については、養成施設ルートと同様の基準を適用する。

専任教員の数に係る基準

養成施設ルート	実務経験ルート(通信以外)	実務経験ルート(通信)																						
○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。	○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。	○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学生総定員の区分</th> <th>専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td> </tr> <tr> <td>201人以上</td> <td>6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学生総定員の区分</th> <th>専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>2 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td> </tr> <tr> <td>201人以上</td> <td>5 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	2	81人から200人まで	2 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	5 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学生総定員の区分</th> <th>専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400人まで</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>401人以上</td> <td>2 + $\frac{\text{学生総定員} - 400}{800}$</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	400人まで	2	401人以上	2 + $\frac{\text{学生総定員} - 400}{800}$
学生総定員の区分	専任教員数																							
80人まで	3																							
81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$																							
201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$																							
学生総定員の区分	専任教員数																							
80人まで	2																							
81人から200人まで	2 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$																							
201人以上	5 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$																							
学生総定員の区分	専任教員数																							
400人まで	2																							
401人以上	2 + $\frac{\text{学生総定員} - 400}{800}$																							

専任教員の役割と資格に係る基準

養成施設ルート	実務経験ルート(通信以外)	実務経験ルート(通信)
<p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれかの条件を満たす者として、領域「人間と社会」における一貫性・統一性を持った科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「介護」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「こころとからだのしくみ」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">[経過措置] <略></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">○ 1人の専任教員が、それぞれの基準を満たす場合には、複数の領域について科目編成等を行うこととしても差し支えないものであること。</p>	<p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「介護」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「こころとからだのしくみ」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">[経過措置] <略></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">○ 1人の専任教員が、それぞれの基準を満たす場合には、複数の領域について科目編成等を行うこととしても差し支えないものであること。</p>	<p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「介護」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「こころとからだのしくみ」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">[経過措置] <略></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">○ 1人の専任教員が、それぞれの基準を満たす場合には、複数の領域について科目編成等を行うこととしても差し支えないものであること。</p>

2 添削指導教員

- 「印刷教材等のみによる授業」及び「放送授業又はメディアを利用して行う授業」の方法により授業を行う場合にあっては、専任教員の統括の下に、レポートに対する添削指導を行い、また、学生からの質問に回答する役割を担う添削指導教員を適当数置くものとする。
- 添削指導教員は、教授する内容について相当の学識経験を有する者とする。

3 主任指導教員・指導教員

- 「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法により領域「介護」の授業を行う場合には、学生8人につき1人の指導教員とこれを統括する主任指導教員を1人置くものとする。
- 主任指導教員は、「面接授業(いわゆるスクーリング)」の授業計画を作成し、学生の評価基準を明確にするなどして、指導教員との連携を図るものとする。
- 主任指導教員は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(介護教員講習会)において、必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であり、かつ、介護福祉士養成施設において、旧カリキュラムにおける専門科目又は新カリキュラムにおける領域「介護」の科目を5年以上教授した経験を有する者とする。
- 指導教員は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務に従事した者とする。
- 介護技術講習の主任指導者又は指導者の要件を満たす者は、それぞれ主任指導教員又は指導教員になることができるものとする。
- 主任指導教員及び指導教員は、専任教員と兼務しても差し支えないものとする。

【参考】実務経験ルート of 通信課程における領域「介護」の面接授業(いわゆるスクーリング)の主任指導教員・指導教員の要件と介護技術講習の主任指導者・指導者の要件の比較

	実務経験ルートの通信課程における面接授業(いわゆるスクーリング)	介護技術講習
主任指導教員 又は 主任指導者	<p>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務に従事</p> <p>かつ</p> <p>介護福祉士養成施設において、旧カリキュラムにおける専門科目又は新カリキュラムにおける領域「介護」の科目を5年以上教授</p> <p>+</p> <p>介護教員講習会(300時間以上)の修了等</p>	<p>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後10年以上実務に従事</p> <p>又は</p> <p>介護福祉士養成施設等において専門科目を5年以上教授</p> <p>又は</p> <p>上記と同等以上の知識・経験</p> <p>+</p> <p>主任指導者養成講習(14時間以上)の修了</p>
指導教員 又は 指導者	<p>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務に従事</p>	<p>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則5年以上実務に従事</p> <p>+</p> <p>指導者養成講習(14時間以上)の修了</p>

V—④ 施設設備に係る基準

「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法による授業が義務付けられる「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」及び「介護過程」のうち合計45時間分を教授するために必要な施設設備を、面接授業を実施する期間において確保すれば差し支えないものとする。

実務経験ルート(通信以外)	実務経験ルート(通信)
【普通教室】 <養成施設ルートと同様>	【普通教室】 ○ 普通教室は、面接授業を実施する期間において確保されていれば差し支えないものであること。 <その他の基準については、養成施設ルートと同様>
【介護実習室】 <養成施設ルートと同様>	【介護実習室】 ○ 介護実習室は、面接授業を実施する期間において確保されていれば差し支えないものであること。 <その他の基準については、養成施設ルートと同様>
【入浴実習室】 <養成施設ルートと同様>	【入浴実習室】 ○ 入浴実習室は、面接授業を実施する期間において確保されていれば差し支えないものであること。 <その他の基準については、養成施設ルートと同様>
【家政実習室】 ○ 調理設備を有する家事実習室は、設けないこととしても差し支えないものであること。	【家政実習室】 ○ 調理設備を有する家事実習室は、設けないこととしても差し支えないものであること。
【図書室】 <養成施設ルートと同様>	【図書室】 ○ 図書室は、設けないこととしても差し支えないものであること。
【その他】 <養成施設ルートと同様>	【その他】 ○ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備は、設けないこととしても差し支えないものであること。